

第三次京都府戦略的地震防災対策指針

令和 2 年 6 月
(令和 4 年 6 月改定)
京都府防災会議

目 次

第1章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって.....	2
第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方.....	4
1 戦略的地震防災対策指針の位置付け.....	4
2 改定の視点.....	4
3 今後10年の社会的潮流等を踏まえた対策の方向性.....	5
4 戦略的な地震防災対策の推進.....	6
5 計画期間.....	6
第3章 戦略的地震防災対策指針の基本理念等.....	7
1 基本理念.....	7
2 減災目標.....	7
3 重点的取組.....	8
4 戦略的地震防災対策指針の体系図.....	15
第4章 政策目標ごとの防災戦略.....	16
1 地震等に強い京都のまちづくりを進める.....	16
2 地震等に強い京都の人づくりを進める.....	20
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る.....	23
4 行政等の災害対応対策の向上を図る.....	24
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する.....	29
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する.....	30
第5章 戦略的地震防災対策の推進.....	32
1 実施主体.....	32
2 防災会議における推進の取組.....	34
3 推進プランの作成.....	34
4 進行管理.....	34
<参考資料>.....	35
1 京都府を取り巻く地震災害のリスク.....	35
2 減災効果の検証.....	39
3 京都府戦略的地震防災対策推進プランの進捗状況.....	45
4 前指針策定以降に発生した主な地震について.....	47

第1章 戦略的地震防災対策指針の改定に当たって

京都府戦略的地震防災対策指針（以下、「第一次指針」という。）は、中央防災会議による「地震防災戦略」（平成17年3月）の策定や、地震防災対策特別措置法の改正（平成18年3月）を背景として、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な対策を明示し、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等が連携・協働して、戦略的に地震防災対策を推進し、地震被害の軽減・抑止を図るために平成21年に策定した。

その後、第一次指針及び5箇年の実施計画である第一次戦略的地震防災対策推進プラン（以下、「第一次推進プラン」という。）に基づき、事前対策から復興対策に至る総合的な地震対策に取り組む、300を超える事業を推進してきたが、東日本大震災の発生（平成23年）や、南海トラフ地震被害想定の発表（平成24年、平成25年）など国の政策を踏まえ、第一次推進プランの対象期間の満了する平成26年度末機に、第一次指針も見直し、第二次京都府戦略的地震防災対策指針（以下、「第二次指針」という。）を策定することとした。

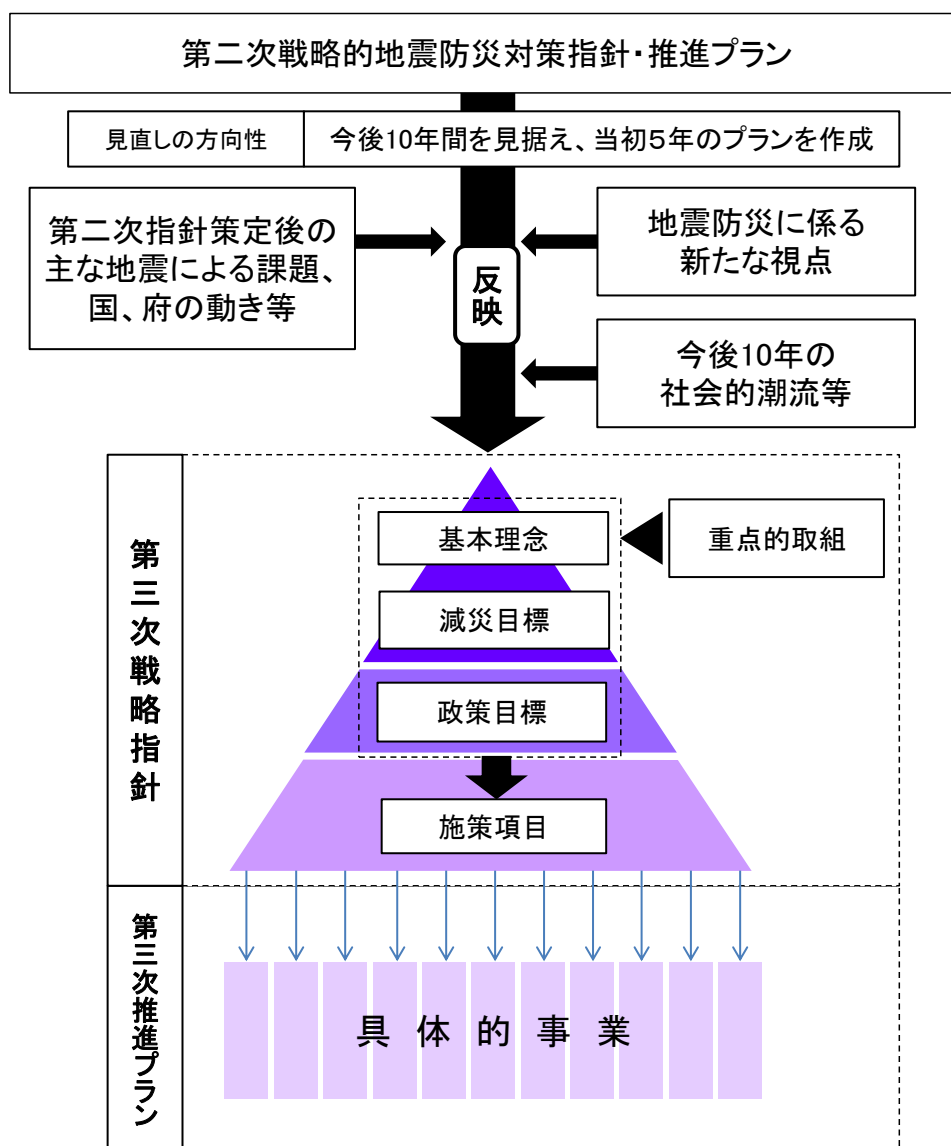
第二次指針の策定に当たっては、京都府として特に考慮すべき地震シナリオとして、京都府内に大きな被害をもたらす23の地震を調査対象とした京都府第二次地震被害想定調査結果に基づき、第一次指針に引き続き、京都府内に多く存在する活断層による直下型地震を想定したほか、国の被害想定に基づき、発生確率の高い南海トラフ地震を想定し、基本理念、減災目標等の見直しも行った。

その後、熊本地震（平成28年）や大阪府北部地震（平成30年）、北海道胆振東部地震（平成30年）が発生しそれぞれ特徴的な課題が顕在化したほか、南海トラフ地震防災対策推進基本計画や南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の策定、関西広域防災・減災プランの改訂、京都府総合計画や災害からの安全な京都づくり条例の策定など、地震をはじめとした大規模災害に備えた国や広域団体、本府の動きなども活発化してきた。

また、南海トラフ地震については今後30年以内の発生確率は70～80%に引き上げられたほか、過去の実績から南海トラフ地震が発生する前後に多く発生し、京都府では南海トラフ地震よりも大きな被害が想定される直下型地震についても、発生の可能性が高まってきた。このため、次の10年ではこのような状況を踏まえ、これまでの取組を踏まえながらも新たな対策へのシフトチェンジ（取組の重点化・加速化）が求められるようになった。

これらの情勢の変化等に対応するため、第二次指針では令和6年までの10箇年を計画期間としてきたところであるが、大地震の発生の可能性が高まってきた今後10年間を見据えて、改めて基本理念、減災目標等を見直した新たな戦略的地震防災対策指針（以下、「指針」という。）を策定するとともに、当初の5箇年の戦略的地震防災対策推進プラン（以下、「推進プラン」という。）を策定することとした。

＜第三次指針策定の経緯概要＞



第2章 戦略的地震防災対策指針の基本的考え方

1 戦略的地震防災対策指針の位置付け

- (1) 指針は、今後30年を見据えて、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等が、重点的に取り組むべき施策及び事業の推進方向を示したものである。
- (2) 指針に定められた目標等は、可能な限り京都府地域防災計画（震災対策計画編）に盛り込み、指針の実効性を高める。
- (3) 地震防災対策特別措置法第1条の2に定める地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標に位置付け、第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に反映させることとする。
- (4) 指針に掲げた目標を達成するため、より具体的な個別事業やその達成水準・達成目標等を取りまとめた「推進プラン」を別途作成する。
- (5) 京都府国土強靱化地域計画については京都府の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため様々な計画等の指針となるもので、いわゆるアンブレラ計画として位置づけられることから、指針は京都府強靱化地域計画の傘下で運用するものである。

2 改定の視点

社会情勢の変化等に対応するため、今回の改定にあたり、以下の視点を踏まえることとした。

- ① 南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっていること
- ② 京都府総合計画を踏まえること
- ③ 国の諸計画、関西広域防災・減災プラン、京都府地域防災計画の策定・改訂内容（近年の地震災害の新たな課題への対応を含む。）を盛り込むこと
- ④ 京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用すること
- ⑤ 京都BCPの取組内容を盛り込むこと
- ⑥ 京都府特有の課題解決に向けた先進的な対策を盛り込むこと

特に①を踏まえて、被害を出さない対策に加え、実際に被害が発生することも視野に入れた地震防災対策へのシフトチェンジが求められることから、今後10年では、住宅等の耐震化を概ね完了させるとともに、災害発生時の対応力強化と発災後の復旧・復興対策等の事前検討を完了させておく必要がある。

3 今後 10 年の社会的潮流等を踏まえた対策の方向性

京都府の新しい行政運営の指針となる「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」においては、20 年後の 2040 年に実現したい京都府の姿として、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指して」を掲げ、京都府の未来づくりを展望している。

そこで、前項の改定の視点②「京都府総合計画を踏まえること」を受け、京都府総合計画が分析する時代の潮流をもとに、今後推進すべき地震防災対策を検討する。

(1) 人口減少と少子高齢化社会の本格化

京都府の総人口は平成 27（2015）年で 261.0 万人のところ、令和 12（2030）年には 243.1 万人に減少すると見込まれている。また、75 歳以上の人口は平成 27（2015）年で 33.7 万人のところ、令和 12（2030）年には 48.8 万人に増加、人口割合も 12.9%から 20.1%に上昇すると見込まれ、小世帯化、単独世帯の増加も進むとされている。

そこで、こうした人口減少と高齢化社会を見据えて、災害時要配慮者対策の推進をはじめ、避難体制の充実、自主防災組織の活性化等を強化する必要がある。

(2) グローバル化の進展

京都府における外国人観光宿泊客数は平成 30（2019）年に約 450 万人となっており、今後も引き続き外国人観光客が増加すると予想される。そこで、外国人観光客に対する地震防災の啓発や災害情報等の提供を充実させる必要がある。

(3) スマート社会の進展

I C Tの急速な進展と幅広い層への普及によって、人々のコミュニケーション手段の主流が電話からメール・S N Sへと移り変わってきた。

年齢別にインターネットの利用者の割合を見ると、平成 30（2018）年には、平成 20（2008）年と比較して、60 歳代で 51.5%から 72.9%、70 歳代で 27.7%から 46.4%となっている。平成 30（2018）年に 50 歳代で 90%の方が利用していることから、今後も 60 歳代、70 歳代で伸びていくものと考えられる。

そこで、防災の観点からも、新しい時代のコミュニケーション手段を初めとする最新の I C T、A I 技術を積極的に取り入れた地震防災の取組を進める必要がある。

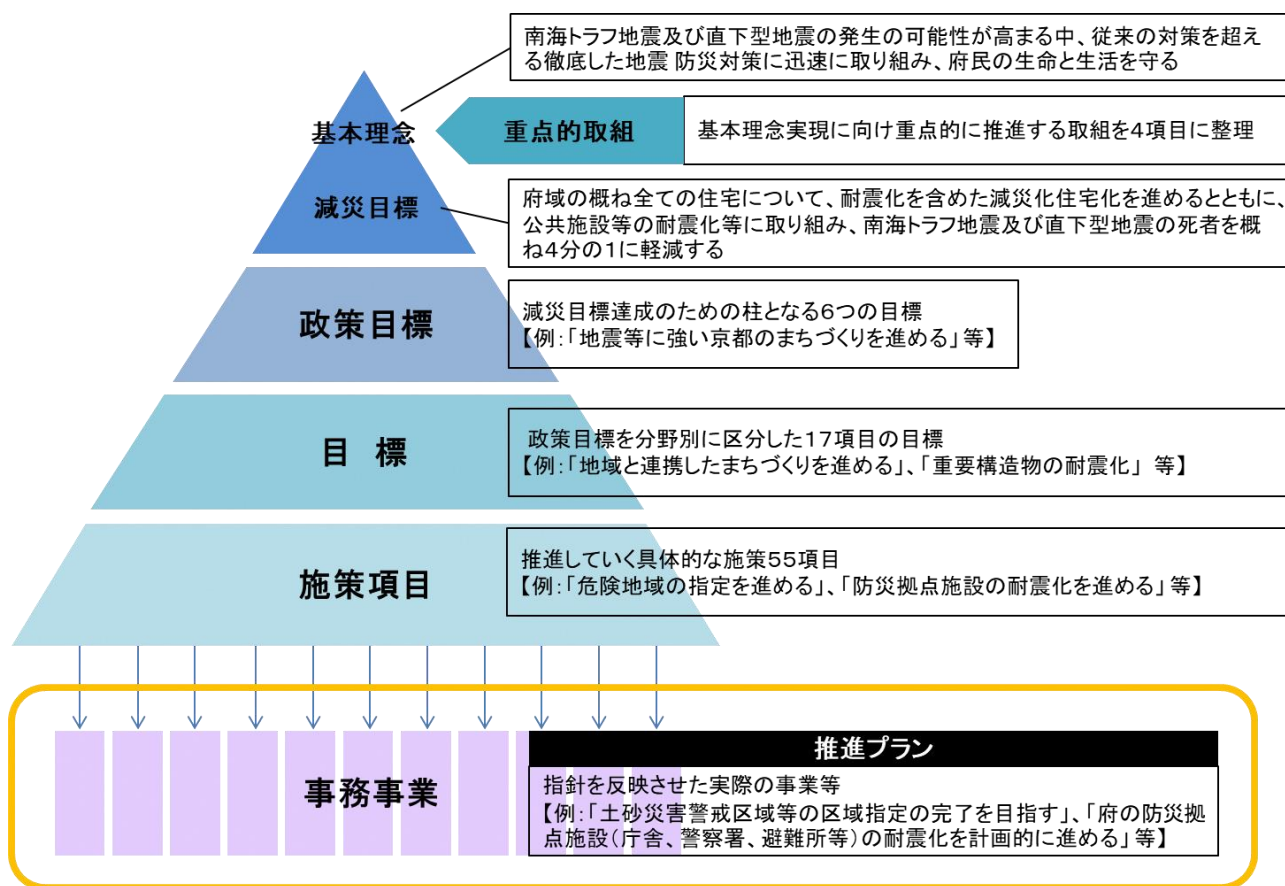
また、情報量が膨大で、伝達手段が多様化した情報化社会にあって、インターネットを利用できない者が情報を得られなかったり、情報過多により必要な災害情報にアクセスできなかったりすることのないよう、地域防災力の向上による共助体制の構築や分かりやすい情報提供等を進める必要がある。

4 戦略的な地震防災対策の推進

指針に基づき、府民のかけがえのない生命を守ることを第一に、地震災害のあらゆる局面から府民生活を守るため、事前対策から復興対策に至る対策を体系的・階層的（目的と手段の明確化）に整理するとともに、被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、施策の優先順位を付け、戦略的に地震防災対策を推進する。

また、地震防災対策が着実に実行されるよう、京都府内の防災力の現状や対策の進捗による減災効果等を明記し、定期的に進捗状況を調査して、客観的に評価する。

<指針等のイメージ>



5 計画期間

指針の計画期間については、次のとおりとする。

令和2(2020)年度～令和11(2029)年度（10年間）

第3章 戦略的地震防災対策指針の基本理念等

1 基本理念

南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る

大規模地震は、一瞬のうちに府民のかけがえのない生命を奪うなど、甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、地震防災対策の推進は府民の生命と財産を守る上で京都府の重要課題である。

京都府では、戦略的地震防災対策指針及び推進プランを策定し、東日本大震災や熊本地震等への支援や府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓も活かしながら地震防災対策に取り組んできたところである。

一方、京都府及びその周辺地域では、22の活断層が確認され、直下型地震による最大震度7が予想されているほか、南海トラフ地震の30年発生確率が70～80%とされるなど、今後10年のうちに大規模地震が発生する可能性が高まる中、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組むことが必要である。

このため、京都府総合計画の策定を踏まえ、人的被害の軽減、物的被害の軽減、社会・経済活動の維持を総合的・効果的に実施するための新たな戦略を定め、地震防災対策を積極的に推進する。

なお、京都府では、南海トラフ地震よりも直下型地震の方が甚大な被害が想定され、また、過去の実績から南海トラフ地震が発生する前は直下型が活発化していることから、直下型地震の対策を強化する。

2 減災目標

府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する

大規模地震発生時における人的・物的被害を抑止し、安定した社会・経済活動を維持することを最終的な目標とし、この目標に近付ける努力を継続的に行うことが重要であり、具体的な達成目標を掲げることで取組が促進され、進捗状況を客観的に評価することが可能になる。

人的・物的被害との相関が高い住宅の耐震化については、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び国土強靱化年次計画2019において、令和7年度に耐震性が不足する住

宅を概ね解消するとされているが、京都府では、平成 28 年に京都府建築物耐震改修促進計画を改定し、耐震化を含めた減災に関する幅広い対策が施された減災化住宅の考え方を示し、府域の住宅の概ね全てを減災化住宅とするよう目指している。

今回、これまで実施してきた地震防災に関する施策の成果を踏まえ、減災目標を掲げるとともに、人的・物的被害との相関が高い住宅の耐震化及び減災化住宅化、さらに公共施設等の耐震化を最も重要な取組として掲げることとする。今後 10 年のうちに南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっており、新たな施策のシフトチェンジが求められる中で概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めることとし、上記の減災目標を設定する。

3 重点的取組

「府民の生命と生活を守る」ことを掲げる基本理念を実現するため、死者数の軽減を減災目標とし、住宅の耐震化・減災化住宅化等をその最も重要な取組としたところであるが、死者数の軽減に寄与することの評価が困難な取組や死者数の低減に直接寄与するとは言いがたい取組であっても、「府民の生命と生活を守る」ために重要な取組があることから、「府民の生命と財産を守る」「災害対応体制を強化する」「地域力を高める」「京都らしさを守る」の 4 つの項目を「重点的取組」と位置付け、基本理念の実現を目指すこととする。

特に、各種の対策が完了していない時点で大規模地震が発生する場合に備えて、第二次指針における 3 項目のほか、新たに「災害対応体制の強化」を重点的取組の項目として明確化することとし、不測の事態に陥っても関係機関による柔軟に対応できる体制を構築することとする。

また、重点的取組として抽出する事業については、第二次指針と比べて大幅に充実させて対策を強化する。

なお、この重点的取組について進捗管理を的確に行うことにより、指針の基本理念の実現に向けて、各政策目標の達成状況を評価するものとする。

(1) 府民の生命と財産を守る

① 住宅の耐震化・減災化住宅化の促進

- ・住宅の倒壊を最小限にとどめるための耐震化を促進し、耐震化率 95%以上を目指す。
- ・耐震化が困難な住宅については、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等の命を守ることを最優先とした減災化住宅化を進める。

② 公共施設等の耐震化の推進

- ・防災拠点となる公共施設^{*}の耐震化率 100%を目指す。…現状 92.3% (H30)
※災害応急対策を実施する拠点となる公共施設、警察本部・警察署、消防本部・消防署、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設、社会福祉施設
- ※庁舎 (228 棟) : 76.3% (府 : 95.5%、市町村 74.3%)
 - 警察 (207 棟) : 71.5%
 - 消防 (108 棟) : 96.3%

文教施設（2,964 棟）：99.3%
診療施設（34 棟）：94.1%
社会福祉施設（347 棟）：87.3%
公民館等（309 棟）：72.5%
体育館（71 棟）：84.5%

※南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、令和6年までの達成目標 100%

- ・災害拠点病院（13 病院）の耐震化が完了したところであり、引き続き、病院の耐震化を推進する。…現状 65.1%（H30）

※南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、令和6年までの達成目標 80%

- ・社会福祉施設の耐震化率 100%を目指す。…現状 86.1%（H29）

※国土強靱化年次計画 2019 では令和2年までの達成目標 95.2%

- ・京都府大規模建築物耐震化支援事業の活用等により、大規模集客施設※の耐震化を促進する。…現状 76.2%（H30）

※病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗は階数3以上かつ5,000 m²以上等）。

- ・京都府旅館等耐震化緊急支援事業の活用等により、ホテル・旅館等宿泊施設の耐震化を推進する。

③ 学校の耐震化の推進

- ・公立小中学校の耐震化が完了する見込みであり、引き続き、公立高校、公立幼稚園の耐震化率 100%を目指す。

…現状：公立高校 98.5%（H30）、公立幼稚園 91.1%（H30）

- ・京都府私立学校施設緊急耐震化支援事業の活用等により、私立学校の耐震化を推進する。

…現状 87.8%（H29）

- ・大学の耐震化実態調査を実施し、耐震化を推進する。

④ 公共インフラの耐震化等の推進

- ・緊急輸送道路の橋梁の落橋防止対策が完了したところであり、引き続き、橋梁の早期復旧対策、法面对策、京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の活用等による沿道建築物の耐震化を促進する。

- ・京都府無電柱化計画に基づき、道路の無電柱化を推進する。

- ・省令により耐震対策が求められる鉄道施設のうち、駅舎の耐震化が完了したところであり、引き続き、高架橋の耐震化を促進する。

- ・城陽排水機場等、河川施設の耐震化を推進する。

- ・岸壁、臨港道路等の港湾施設の耐震対策を推進するとともに、京都舞鶴港港湾BCPに基づき、大規模災害時に緊急物資輸送や危機管理対応等の優先業務を継続させ、物流機能が早期に回復できるよう、港湾関係者が連携する体制の強化を行う。

⑤ ライフラインの地震対策の推進

- ・停電状況の早期把握と情報提供を図るため、停電情報収集システムの増強が完了したところであり、引き続き、感震ブレーカーの普及促進、重要施設リストを活用した供給体制の構築等、電力施設の地震対策を推進する。
- ・電線類地中化や通信局舎や無線基地局の耐震化等、通信施設の地震対策を推進する。
- ・地震を感知する家庭用マイコンメーターの普及促進、供給エリアのブロック化等非常時供給停止システムの構築、耐震性ガス管更新等、都市ガス施設の耐震化を推進する。
- ・京都府宇治、木津、乙訓浄水場（取水から浄水場出口まで）の耐震化が完了し、引き続き、宇治系送水管路等、老朽管路の耐震化を推進するとともに、全ての市町村で上水道施設（基幹管路・水道施設）の耐震化計画を策定する。
- ・流域下水道の幹線管渠及び市町村が管理する下水道施設（終末処理場、幹線管渠）の耐震化を推進する。

⑥ 市街地における地震対策の推進

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地（京都市 11 地区）を解消する。
- ・ブロック塀、自動販売機、屋外広告物等の転倒・落下防止対策を推進する。
- ・「消防水利の基準」に基づき、消火活動等に要する水利の確保を図るとともに、地震時も利用可能な耐震性貯水槽の整備を推進する。

⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進

- ・土砂災害警戒区域等の指定を完了するとともに、要対策箇所（5,500 箇所）の整備を推進する。…現状 760 箇所完了（H30）
- ・防災重点農業用ため池—~~(625 箇所 (R1.5))~~—（613 箇所（R4.3））のハザードマップを作成するとともに、要対策箇所—~~(70 箇所)~~—集中的かつ計画的に、改修すべきため池（40 箇所程度）の整備を推進する。
- ・大規模盛土造成地（1,278 箇所）のマップを公表（H28）しており、大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代や現地状況の調査結果を基とした二次スクリーニングの優先度を記載した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。

⑧ 火災防止対策の推進（一部再掲）

- ・出火防止のため、感震ブレーカーの設置や自宅から避難する際はブレーカーを落とすことを啓発する。
- ・速やかな初期消火のため、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防火カーテン等を普及させるとともに、消防団の活動力向上、自主防災組織の活性化、耐震型貯水槽の整備を図る。
- ・延焼抑制のため、公園等の開放空間の確保、建物の不燃化、密集市街地の解消、無電柱化等を推進する。

⑨ 道路交通麻痺対策の推進

- ・緊急輸送道路の橋梁対策、法面对策、沿道建築物の耐震化等を促進する（再掲）。

- ・民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制の強化を図る。

⑩ 津波対策の推進

- ・津波浸水想定（H27）と津波災害警戒区域指定（H28）に基づき、市町の津波避難場所の見直しが完了しており、引き続き、全て沿岸市町で津波ハザードマップを作成するとともに、要配慮者の避難促進施設の指定、避難確保計画作成、要配慮者を含めた避難訓練を実施する。

⑪ 原子力災害対策の推進

- ・原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高めるため、避難道路や避難退域時検査等に必要な資機材を整備するとともに、国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する。

(2) 災害対応体制を強化する

① 災害対応体制の強化

- ・総合防災情報システムを整備するとともに、危機管理センターを設置する。
- ・京都府庁地震業務継続マニュアル（H22）に基づき、執務室が使用不能となった場合の代替施設の確保、非常用自家発電機の燃料確保等を推進する。
- ・京都府災害時応急対応業務マニュアルを策定し、府及び市町村職員の災害時応急対応業務の標準化を推進するとともに、市町村と連携した応援受援訓練を実施する。
- ・緊急参集チーム、非常時専任職員等による初動対応の充実、強化を図る。
- ・関係省庁のほか、自衛隊、警察、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、海上保安本部、関西広域連合等と連携した広域応援受援体制を強化する。
- ・200を超える民間企業、団体等との災害時の応援協定を締結しており、訓練等により協定の実効性を高めるとともに、今後とも、必要に応じて支援企業、団体の拡大を図る。
- ・ICT、AI技術を災害情報収集等の災害対策に活用する仕組みを構築する。
- ・市町村と連携して、安否不明者等の氏名等の公表のあり方を検討する。
- ・国の活断層の再評価を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた活断層毎の被害想定の見直しを進める。

② 常備消防力の充実強化

- ・「消防力の整備指針」等に基づき、府内15消防本部の常備消防力を充実・強化するとともに、消防業務の共同化や救急・救助に係る相互応援等、連携強化を図る。

③ 地震発生時における医療体制の充実

- ・医療圏ごとに、災害拠点病院（13病院）、災害医療コーディネーター、緊急災害医療チーム（DMAT）が連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- ・DMATの養成を行い、DMAT指定14病院で各3チーム以上の体制を確保する。
- ・関西広域連合と連携したドクターヘリ共同運行により、地震発生時の医療体制の充実を図る。

④ 避難体制の充実

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化率 100%を目指す。
- ・公的備蓄等に係る基本的な考え方（H26）に基づき、府内の最大想定避難者数 28 万人の食料、飲料水等を備蓄しており、引き続き、適切に運営・管理するとともに、避難所における物資充足状態を管理する備蓄物資管理システムを整備する。
- ・停電発生時に、避難所の電力優先復旧、臨時供給を行い、可搬型自家用発電機、Wi-Fi 機器及び充電器を貸与する体制を整備するとともに、停電発生に備えて一般の家庭や企業による電源確保を普及させる。
- ・熊本地震を踏まえた車中泊避難対応検討会取りまとめ（H29）に基づき、車中泊可能避難場所のリストアップ、車中泊避難者の状況把握、健康指導等、地震発生時における車中泊避難対策を推進する。
- ・南海トラフ地震臨時情報を府民や企業に周知、啓発する。

⑤ 早期復興に向けた体制強化

- ・大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど、事前の準備に取り組む。
- ・京都府災害廃棄物処理計画（H30）を踏まえ、全ての市町村で災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村、災害廃棄物処理に係る応援協定締結団体等との訓練を定期的実施する。また、国や近隣府県との連携強化を図ることにより、大規模災害時における広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。
- ・被災時における汚泥の広域処理体制の構築を図る
- ・災害時における公営住宅斡旋、応急仮設住宅供与等に係るマニュアルを作成し、訓練を実施する。
- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の研修会の開催や訓練の実施等により早急に判定できる体制を強化する。
- ・罹災証明書発行、被災者台帳作成等を一元管理できる被災者生活再建支援システムを整備（H27）したところであり、引き続き、研修会の開催等により、被災者の生活再建を速やかに支援する体制を強化する。

⑥ 業務継続体制の確立

- ・全市町村の業務継続計画の策定を完了し、訓練を実施する。…現状 23 市町完了（R1）
- ・初動の危機対応に重点を置いた BCP のひな型を提示すること等により、中小企業の BCP 作成を普及させる。

⑦ 帰宅困難者対策の充実

- ・ターミナル駅周辺等において、帰宅困難者のための一時退避場所、一時滞在施設を確保するとともに、民間事業者と連携した帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- ・関西広域帰宅困難者対策ガイドライン（R1）に基づき、バス等代替輸送の体制整備、帰宅困難者への情報提供体制整備等、関西広域連合等と連携した帰宅困難者対策を推進す

る。

(3) 地域力を高める

① 消防団の活動力向上

- ・消防団員確保や消防団の地域連携の取組等を推進し、消防団充足率 100%を目指す。…現状 89.7% (H31)
- ・災害等避難行動円滑化事業により、消防団活動等に必要となる資機材購入等を支援する。

② 自主防災組織の活性化

- ・自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の組織率 100%を目指す。…現状 90.6% (H31)
- ・引き続き、自主防災リーダーの育成を推進するとともに、全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定や避難時の声掛け人材の育成による地域の共助体制を強化する。

③ 防災教育の充実

- ・府内学校の実践事例の活用や、京都地方気象台等の専門機関と連携した研修等の実施により、実践的な防災教育の推進を図る。

④ 災害時要配慮者対策の推進

- ・避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進めるとともに、要配慮者支援のための個別避難計画を策定する。
- ・全ての小学校区で福祉避難所等の設置を進める。

⑤ ボランティア・NPO等の取組強化

- ・京都府災害ボランティアセンターの初動支援チームを育成するとともに、全ての市町村において、京都府災害ボランティアセンターと連携した災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施する。
- ・平成 27 年度に設立した「災害時連携NPO等ネットワーク」を強化し、災害発生時にNPOの活動を支援し、NPO、行政等関係団体が相互協力する仕組みを確立する。

(4) 京都らしさを守る

① 文化財保護対策の推進

- ・所有者と連携して、重要文化財等建造物の耐震化及び「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく防火設備の整備・改修を推進する。
- ・京都府文化財防災対策マニュアル (H23) に基づき、防災設備の整備、文化財建造物の耐震診断・耐震対策、美術工芸品の転倒防止対策、避難計画策定、緊急時連絡体制の整備等を推進するとともに、所有者の経費負担軽減を図ることにより、防災対策を促進する。
- ・文化財データベースを随時更新し、府・市町村等の情報の共有化を図るとともに、デー

データベースを活用した実践的な訓練を実施する。

- ・文化財所有者と地域住民等が共同で防災訓練を実施する等、共助体制を構築する。

② 観光客保護対策の充実

- ・京都府観光連盟ホームページ及び京都府総合防災情報システムにおいて、観光客への防災情報の提供やホームページ等へのアクセス案内の充実を図る。
- ・関西広域連合の「災害時の外国人観光客対策について（R1）」に基づき、近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等と連携し、外国人観光客に対する多言語による情報提供、一時避難場所等の設置、避難誘導等を推進する体制を構築する。

③ 京都全体のBCPの確立

- ・京都全体の活力の維持に向け、経済関係団体、ライフライン機関、金融機関等と連携した京都BCPの取組を推進する。
- ・医療機関における連携型BCP（医療連携BCP）を確立するとともに、府内企業、大学等における事業継続計画の策定及び訓練の実施を推進する。

4 戦略的地震防災対策指針の体系図

基本理念、減災目標を達成するために、以下のとおり、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定し、この体系の中で、4の基本理念を支える重点的取組を含む地震防災

基本理念	南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守る
重点的取組	(1)府民の生命と財産を守る (2)災害対応体制を強化する (3)地域力を高める (4)京都らしさを守る
減災目標	府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する



対策を実施することとする。

第4章 政策目標ごとの防災戦略

1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。

このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。

また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じるため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。

これら施設等の整備やインフラ等の耐震化などのハード対策を行うとともに、災害危険情報の整備・共有を行い、地震等の対応に関し、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。

なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。

とりわけ今後10年のうちに南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっていることから、公共施設、大規模な医療機関等の耐震化を重点的に進める必要がある。

1-1 地域と連携したまちづくりを進める

1-1-1 危険地域の指定等を進める

発災時に府民の生命・身体・財産に危険が生じる恐れがある地域を明らかにすることは、府等の関係行政機関が効率的な地震対策を行うとともに、府民が円滑に避難するために重要である。

このため、府は科学的根拠に基づく調査・検証を踏まえて、計画的に災害危険地域等の指定又は特定を行う。

1-1-2 ハザード情報の一元化を進める

府民が平時から災害危険情報を認識し、地震発生時に的確な安全確保行動をとれるようになるためには、府民に地域の震度分布や液状化危険度など様々な災害危険情報を一元的に公表し、重ね合わせて表示することができる機能を持つシステムを適切に維持、管理する必要がある。

このため、府は、システムに掲載された災害危険情報を継続的に更新する。

1-1-3 地域で連携してハザード情報を共有し、防災対策に取り組む

府民の生命・身体・財産を守るためには、災害危険情報により大規模な被害が想定される地域について、地域におけるハザード情報の共有を図りながら、府等の関係行政機関が適切に地震対策を行った上で、地域住民が地域レベルでの防災活動を行うことが重要である。

このため、市町村の求めに応じて国、府、市町村、地域住民で構成する特定地域防災協議会を設置し、地域ごとの事業計画を作成する。

1-1-4 火災発生防止対策を進める

大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や、電気製品を要因として、同時多発的に火災が発生することが想定される。

このため府・市町村は、地震時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、府民に対し、火災の発生を防止するための行動や、感震ブレーカー、住宅用消火器・火災報知器器具等の普及について啓発を図り、火災発生防止対策を進める。

1-2 重要構造物の耐震化を進める

1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める

府・市町村の庁舎、消防署、警察署等の防災拠点施設は救出・救助、消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧・復興対策等の被害軽減対策の実施拠点として重要な役割を担っている。

このため、府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めて完了を目指すとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

1-2-2 学校施設の耐震化を進める

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要がある。

また、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められており、速やかな復興を行う上で、教育活動等を早期再開することは、極めて重要である。

このため、私立学校、公立の幼稚園や高等学校、大学を含む学校施設管理者は、校舎等の構造体の耐震化の完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材の耐震化についてもできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。

1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める

医療施設や福祉施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の負傷者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められる。

このため、医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる

施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の確保を図る。

1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める

不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物が被災した場合、甚大な被害が発生することが想定される。

このため、府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の者等が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物について、府建築物耐震改修促進計画等により、建築物の耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。また、被災時にエレベーターへの閉じ込めを防止する対策を実施する必要がある。

1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める

高圧ガス等危険物等を扱う施設が被災した場合、重大な二次災害を引き起こすおそれがある。

このため、高圧ガス等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。

また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を維持・促進する。

1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める

市街地において大規模地震が発生すると、中低層建築物は、建物の固有周期（建物が一回揺れる時間）が短く、地震波の周期と一致する共振により、大きな被害の発生が想定される。

また、建物の規模が小さいほど技術レベル、耐震レベルの低い建物が多い傾向がある。

このため、府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。

1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。

このため、府は耐震性の維持・向上に向け策定した公共施設等管理方針に基づいて個別施設計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。

1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める

1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める

地震により道路や鉄道等が被災し、交通機能が著しく低下した場合、経済活動や応急対策活動の支障、大量の帰宅困難者等の発生等多大な影響が想定される。

これまで、緊急輸送道路の道路橋や鉄道の駅舎の耐震化、府南部地域に多い天井川の地震対策等は完了したところである。

このため、今後、施設管理者は、基幹路線の拡幅・耐震補強、道路橋のさらなる耐震強化、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の高架橋の耐震化等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

また、府・市町村は、道路交通麻痺を防止するため、狹隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や排水機場の耐震化を進める。

1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める

地震による山地斜面の大規模な土砂崩壊等は、これまでも全国各地で度々発生し、大きな被害をもたらしている。

このため、府は、市町村と連携して土砂災害警戒区域等の指定を完了させ、追加・再調査箇所の指定を推進するほか、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止、大規模盛土造成地の台帳整備等の対策を計画的に進め、災害時の警報伝達の徹底を図る。

また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を計画的に進めるとともに、ハザードマップの作成により、地域の防災情報の共有を促進するほか、農業用水として利用していないため池は廃止又は適切な管理者への移管を行う。

1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める

電気、ガス、上・下水道、通信等のライフラインは、府民の日常生活を支える基盤であり、災害時の救出・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上でも重要である。

このため、各事業者は、これら（応急対策活動）の機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえて、耐震化・二重化等を進め、平時からの適切な維持管理を行うとともに、行政と連携して構築した効果的な復旧調整の取り決めに基づき訓練を行う。

また、関係事業者は、停電発生時に備え、状況を早期に把握し、迅速に復旧作業に着手するとともに、復旧の進捗状況等を顧客向けに情報発信する体制を構築する。

さらに、電力・通信施設の地震防災対策として無電柱化を進める。

1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める

大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、府・市町村は、延焼防止帯や避難路となる街路、緑地等の整備及び沿道建築物の耐震化・不燃化など密集市街地の解消に向けた取組を進めるとともに、広域避難場所や支援活動の拠点となるオープンスペースとして都市公園等の整備を進め、広域避難場所等の周知を図る。

また、道路交通麻痺を防止し、緊急車両の通行の妨げにならないよう道路管理者は円滑な道路啓開や放置車両の移動等を行う体制を整備する。

さらに、倒壊のおそれがあるブロック塀や自動販売機の転倒防止、落下のおそれがある

る屋外広告物の安全対策を推進する。

1-3-5 津波に強い施設整備を進める

府・市町村は津波に強い施設整備を進めるため、海岸保全施設等の対策工事を行うとともに、平成 27 年度に実施した津波浸水想定の結果を踏まえ、避難施設・避難路等の点検・整備を行う。

1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する（再掲）

過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。

このため、府は耐震性の維持・向上に向け策定した公共施設等管理方針に基づいて個別施設計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。

2 地震等に強い京都の人づくりを進める

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された 8 割の人が、家族や地域住民により助け出されたと言われている。また、東日本大震災では、行政職員や庁舎等が津波によって大きな被害を受ける等、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。

こうした点からも大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。

このため、避難行動タイムラインの作成支援を通じて地域の「互助」を強化し、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図る。

また、他方で、個人の価値観が尊重される時代の中、都市部等自主防災組織の活動が地域住民に十分に広がっていないなど地域のコミュニティ力の低下が見られ「互助」が弱体化しつつある現状にあることから、ボランティア、NPO等の活動支援により「共助」を強化し、地域活動の活性化を図る必要がある。

府・市町村は、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進める。

京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震については、緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等の発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。

また、これらの取組に当たっては、女性等多様な視点も踏まえるために、様々な立場の方の参画の促進に努める。

2-1 家庭で取り組む（自助）

2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める

大規模地震から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府民一人ひとりの「自助」

意識を高めることが重要である。

このため、平時から災害に関する情報や資料の入手に努めたり、住民と行政がまちづくりの段階から災害情報を共有して災害が発生したときの安全確保行動を検討するなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。

2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する

大規模地震においては、家屋倒壊や家具転倒により生命・身体に危険が及ぶほか、道路や水道施設が損壊し、水や生活必需品が不足することも想定され、行政も救援活動を直ちに開始できない場合もある。

このため、各家庭においては、住宅の耐震化や家具の固定、感震ブレーカーの設置、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いをもつなどの取組を進める。

2-2 地域で取り組む（互助・共助）

2-2-1 地域の「つながり」を高める

大規模地震においては、防災関係機関の能力を超える被害が発生し、救出・救助活動が遅れることも予想され、できるだけ多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要である。

このため、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。

また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の地域参加や隣接地域・自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

2-2-2 地域の防災意識を高める

地域の防災意識を高めるため、町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行うとともに、行政はこれらの活動を支援する。

また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による地区防災計画や防災マップの作成を進めるよう支援する。

2-2-3 減災に向けて地域で行動する

大規模地震においては、建築物等の倒壊だけでなく、火災が発生する場合もあり、地域の救助や初期消火の要となる消防団は、地域の防災体制の中核的存在である。

そのため、府・市町村は、消防団員が活動しやすい組織体制や環境づくりを進め、女性・若手・退団者等の積極的な登用による消防団活動の担い手の涵養を図るとともに、避難時の声掛け人材の育成を進める。

また、地域の活動拠点や防災資機材の整備を進める。

2-3 学校で取り組む（共助）

2-3-1 学校での防災教育を充実する

府民一人ひとりの防災対応能力を向上させ、防災に貢献できる多様な人材を育成するためには、学校における防災教育を充実させる必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、各地域で実施する防災の取組に積極的に参加し、防災の経験や知識を有した専門家の協力を確保するなど学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、近年頻発している災害発生状況を踏まえ、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等を教え、ボランティア精神を培う教育を推進する。

2-3-2 学校の危機管理体制を強化する

緊急時の情報連絡体制、発災時刻別の教職員の対応方策、保護者への引渡方法や学校での一時保護等、児童・生徒等の安全確保対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの定期的な見直し等学校の危機管理体制を強化するとともに、ホームページによる実践事例の紹介や研修会等を通じ教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等教職員の危機対処能力の向上を図る。

2-4 組織で取り組む（共助）

2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する

災害時には、個人や地域、行政だけでなく、企業、専門的な技能・知識を有するNPOやボランティア団体等が行う被災者等の救出・救助、救援・救護等や復旧・復興等の活動に大きな期待が寄せられている。

このため、企業、NPO、ボランティア団体は、平時から組織内の人材育成や訓練、組織間の連携体制の確立に努めるとともに、こうした共助の取組への理解促進に取り組む。

企業等においては、従業員等がむやみに動かないようにし、備蓄物や災害情報等を提供する体制を構築する。

また、行政は、こうした組織との連携を強化するとともに、訓練・教育や活動機会の場を提供するなどの支援を行う。

2-5 行政が支援する（公助）

2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う

京都府全体の防災力を高めるためには、府民一人ひとりが平時から地震に対する備えを心がけるなど防災意識を高めることが重要である。

このため、府・市町村は、緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報の周知を含め、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようリスク情報の提供を行う。

2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する

府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。

特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施するほか、大学での地域防災に携わるサークル等の立ち上げや活動への支援に取り組む。

また、住民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

2-6 多様な視点で取り組む

2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む

性別や年齢、国籍等にかかわらず、被災者一人ひとりの人権が守られ安全に安心して生活できるようにするため、多様な視点を踏まえた防災対策意見交換会を開催する等、多様な視点で防災対策に取り組む。

また、自主防災組織等、地域での取組にも多様な視点を踏まえた防災対策を促す。

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。

こうしたことから、今後 10 年で大規模地震の発生の可能性が高まっていることも踏まえ、府民の命を守る住宅の耐震化及び耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施す減災化住宅化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。

3-1 住宅の安全対策を進める

3-1-1 住まいの耐震診断を進める

昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いことから、府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。

3-1-2 住まいの耐震改修等を進める

府・市町村は、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅改修及び建て替え

を支援するため、住宅関連事業者とも連携して、耐震フェア等の開催を通じて、住宅リフォームに関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、住宅の耐震改修等を進める。

3-1-3 室内の安全対策を進める

阪神・淡路大震災では、建物倒壊は免れても、家具の転倒や落下、割れたガラス等により死傷するなど多くの人的被害が生じた。

また、家具の転倒はこうした被害だけではなく、避難や救助の妨げになる場合もある。

このため、府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するとともに、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進することにより、耐震シェルター、感震ブレーカーの設置や家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策が施された減災化住宅の普及を進める。

3-2 地震後の住まい再建の最適化を図る

3-2-1 災害後の仮住まいを確保する

府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅や賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急住宅の建設適地の選定を進め、応急住宅建設の体制整備を図る。また、これらの応急仮設住宅を供与する体制や具体的手順を整備する。

3-2-2 住まいの再建を支援する

大規模地震により被災した住宅の再建は、被災者の自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、府・市町村は、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進する。

4 行政等の災害対応対策の向上を図る

府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有し、各種の対策が完了していない時点で大規模地震が発生する場合に備えて、不測の事態に陥っても柔軟に対応できる体制を構築する必要がある。

このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を国際規格（ISO22320）に基づき構築するとともに、国や他府県、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関と連携した応援・受援体制の強化を図る。

また、平成30年度に整備した災害時応急対応業務マニュアルについて、訓練等を重ねながらさらなる充実を図るとともに、危機管理センターを設置し、新たな総合防災情報システムを整備することによって、地震災害に迅速かつ臨機に対応できる体制を取ることにする。

さらに、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。

4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を図る

4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する

大規模地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、発災当初から、災害時の情報を一元化し、連携を促進することで資源の有効な活用を図ることが求められる。

このため、府は、多くの関係機関からの応援要員の受入れ場所等を備えた危機管理センターを設置する。また、府・市町村は、災害時の応急対応業務の標準化を進め、訓練等を実施することにより初動体制を充実・強化するとともに、特に耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を確保する。

さらに、防災の総合的な計画である地域防災計画や、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直し、実効性を確保する。

4-1-2 通信の手段を確保する

大規模地震の発生直後は、通信回線が輻輳したり、不通となることが想定される。

このため、府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、国や民間事業者等と連携して、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める

大規模地震が発生した場合、中山間地を中心として、道路の被災によるアクセスルートの寸断や通信手段の途絶等により、情報収集が困難な状況の発生が懸念される。

また、様々なルートから多くの情報が入ってくることから、災害対策本部が必要とする情報を選別・整理し、評価することが必要となる。

このため、府は、新たな総合防災情報システムを整備し、効率的に活用した訓練を実施するとともに、民間事業者がICTやAI技術を活用して提供する情報を入手・活用する仕組みを構築するなどにより、被害情報の迅速な収集を行う。

4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する

大規模地震が発生した直後は組織間の情報共有や伝達において、府・市町村間の被害情報等の連絡が円滑に行えない事態が想定されるほか、府民への防災情報の伝達に支障をきたすおそれがある。

これまで、府・市町村は全国瞬時警報システム等の整備をはじめ、地上デジタル放送や携帯情報端末など、多様な手段での情報伝達体制を確立してきた。

このため、今後は、防災・防犯メール登録者を拡大し、情報伝達体制を強化する。

4-1-5 応援・受援体制を強化する

大規模地震においては、被災自治体だけでの対応では限界があることから、国や他府県、防災関係機関と連携した応援・受援体制を強化する必要がある。

このため、平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるほか、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。

また、府・市町村は、広域防災活動拠点の運用の実効性を確保した上で自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定や訓練の実施、国や関西広域連合、他地方公共団体との平時からの連携強化、広域災害を想定した遠隔都道府県との連携強化を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、広域的な応援・受援体制を強化する。

なお、海外からの救援部隊等による支援受入れ体制の整備については、適切に検討する。

4-1-6 府民への広報活動を確立する

発災直後はもちろんのこと、被災後の府民生活を支援する上でも、府・市町村は継続的に府民に必要な情報を提供することが重要である。

このため、府・市町村は、特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。

また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況等の情報を府民に提供するほか、個人情報保護の観点を踏まえた家族の安否情報を提供する体制を確立する。

4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する

4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる

大規模地震では、建築物の倒壊、崖崩れ等の発生、さらに地震に伴って発生した火災の延焼、津波の襲来等被害が広範囲にわたるおそれがあり、消火と救出活動の効率的な役割分担のもと、一人でも多くの府民の生命を守る必要がある。

このため、研修・教育や訓練等を積極的に実施し、職員の災害対応能力を向上させ、消防・救出・救助機関の能力を高めるとともに、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム（DMA T）従事者の養成・確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

また、孤立する可能性がある地域を事前に把握することや、安否不明者の氏名等の公表のあり方を検討することにより、救助・救出活動の円滑化を図るとともに、遺体安置所の確保など亡くなられた方への遺体の対策を行う。

4-2-2 被災者の生活対策を支援する

被災地においては通常の生活が困難となることから、被災者が安全で安心な温かみのある生活を送れるよう、生活対策を実施する必要がある。

このため、府・市町村は避難所となる施設の耐震化等を図り、ペット同行避難体制や警察による警備体制が確立する等、避難所情報の共有、安心・安全な避難所運営体制を確保するとともに、府民の健康管理や避難所等の衛生管理を図る。また、これらの避難所整備状況の把握調査を行い、機能強化を実施する。

さらに、停電に備え、避難所等での電力や通信環境の確保などに向けたライフライン事業者による連携体制を強化するとともに、家庭や企業等でも太陽光発電の普及促進を図る。

また、大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、通勤・通学者等、多くの帰宅困難者が発生することが想定される。

このため、府・市町村及び関係機関は、帰宅困難者に対する一時退避場所等の確保、情報提供・帰宅支援ステーションの拡大等、帰宅困難者支援体制をさらに推し進め、帰宅困難者の安全を確保する。

4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う

高齢者・障害者等の災害時要配慮者は、自力での避難が困難であったり、避難所での生活に特別の配慮が必要である。

このため、府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保、京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）の養成、個別避難計画の策定、要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成支援等、要配慮者支援の取組を進める。

また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる要配慮者支援の取組を一層促進する。

さらに、今後外国人住民の増加が予想されることから、災害時外国人サポーターの増加や相談事業の推進により、外国人住民への支援対策等を強化する。

4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う

大規模地震においては、食料等の調達物資が大量に必要となり、保管スペースの確保や物資の仕分け、配送作業に大きな混乱が生じることが予想される。東日本大震災や熊本地震では、発災初期の拠点施設での物資の滞りもあり、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった事例も散見されている。

このため、府・市町村は「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、総合防災情報システムによる備蓄物資管理システムの構築、関西広域連合との連携強化や民間物流事業者と締結した協定の実効性確保により、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

4-2-5 NPO・ボランティアと連携する

被災地では、多くの災害ボランティアの活動が、災害発生後の初動期から復旧・復興期までの様々な局面において大きな役割を果たしている。

このため、こうした支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府・市町村、社会福

社協議会、NPO、ボランティア団体等は、相互に連携して災害ボランティアのネットワークを構築し、災害時に各地から集まるNPOやボランティアの的確な受入れ、適材適所への配置や、被災者からのニーズに的確に対応するためのスタッフを専門分野ごとに重層的に養成するとともに、市町村災害ボランティアセンターの機能向上を図る。

4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う

大規模地震においては、地域外と接続している道路、鉄道等が寸断したり、港湾や漁港、基幹的な電力・上下水道等の施設が被災し、生業（職）と住まい（住）の双方に支障が出ることが懸念される。また、生活だけでなく、ライフラインや他のインフラの復旧作業や、被災地に応援に向かう各機関、災害ボランティア等の活動にも支障が及ぶことが懸念される。

このため、府、市町村は早期の道路啓開や道路交通麻痺を防止する適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、関係機関等と災害時応援協定を締結する等、早期復旧に係る協力体制を構築する。

また、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、府とライフライン事業者が連携した応急復旧体制の構築を図る。

4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う

被災直後に建築物や宅地がどの程度被害を受けているかを判定することは、余震等による二次災害の防止や仮設住宅の必要数の把握、復旧・復興計画の策定等のために重要であり、被災者の生活の安定に不可欠なものである。

このため、府・市町村は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会を開催するとともに、近畿府県等と連携を図りながら実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う

罹災証明は被災者支援に関する各種制度において活用され、被災者の早期の生活再建のためには、被災者が迅速に発行を受けられるようにすることが不可欠であり、発災後は早急に被害認定調査を実施する必要がある。しかし、大規模災害時は広範囲に被害が及ぶことや、発災直後の調査員の確保が困難となる可能性がある。

このため、府・市町村は共同で構築した被災者生活再建支援システムの充実を図り、被災地域に対する円滑な支援体制を整備する。

4-2-9 災害後の仮住まいを確保する（再掲）

府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅や賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急住宅の建設適地の選定を進め、応急住宅建設の体制整備を図る。また、これらの応急仮設住宅を

供与する体制や具体的手順を整備する。

4-2-10 生活再建を支援する

大規模地震においては、多数の府民が住まいや仕事を失うことが想定され、こうした被災者が早期に通常の生活に戻れるよう支援体制を構築することが重要である。

このため、府・市町村は、被災者の迅速な支援体制の整備を進めるとともに、各種相談体制の整備を行い、早期復興を可能とするため、平時から地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動の環境整備、企業による地域貢献等の「共助」の推進を支援する。

なお、被災した場合には、これら地域コミュニティを維持・活用し、復興のための組織を立ち上げるなど、復興まちづくりを支援する。

4-2-11 廃棄物処理を進める

大規模地震においては、通常時の年間処理量の数倍から数十倍に上る災害廃棄物が発生し、それらを適切に処理することが復旧、復興を円滑に進める上で大きな課題となっている。

このため、府・市町村は、産業廃棄物処理業者等と定期的に訓練を実施するなど連携強化を行うとともに、災害廃棄物に関する処理計画を適宜改善する。

また、被災時における汚泥については、関係機関と連携して広域処理体制の構築を図る。

5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する

大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。

特に中小企業はその事業活動を通じて地域の持続的発展に寄与するものであり、中小企業がE S G（環境、社会、企業統治）やC S R（企業の社会的責任）、S D G s（持続可能な開発目標）に取り組み、事業継続力を強化することは、当該企業自身のみならず京都全体の経済・活力の維持にメリットがある。

このため、事業継続計画等を策定して訓練を実施するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立し、防災における協力体制を構築するとともに、迅速な復旧・復興を実現するため事前復興に取り組む。

また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。

とりわけ、防災に取り組む企業との連携を強化し、中小企業のB C P作成を促進する。

5-1 企業・大学の事業継続を確立する

5-1-1 京都全体のB C Pを進める

大規模地震により企業活動が中断・停止すると、被災地域の経済被害がさらに拡大し地域経済が一層停滞する。

地域社会全体の活力の維持・向上のためには、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超え、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守ることが必要となる。

このため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関、大学等による推進会議を開催するとともに、地域・業界での連携、社会貢献として防災に取り組む企業との連携、医療機関における連携、オール京都での体制確立などを図ることにより、「京都BCP」の充実を図る。

また、中小企業や病院のBCP策定を支援する。

5-2 地域の業務継続を確立する

5-2-1 地域の活力を維持する

大規模地震により被災すると、日常的な活動の停止や財産の喪失等により、地域活力の低下は免れない。

このため、府・市町村は、復興に係る対策本部の委員選定や復旧計画策定手順の取り決めなど、事前復興に取り組むとともに、ボランティア、NPO等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。

6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する

京都らしさを保った復旧・復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。

とりわけ、外国人観光客が増加傾向にある中、外国人をはじめとする観光客に対する防災情報の提供に関する対策が求められる。

6-1 京都のイメージを守る

6-1-1 観光客等を保護する

大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、外国人を含む多くの観光客が滞留することが想定される。

このため、府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する一時退避場所等の確保、情報提供、関係機関の連携強化等のほか、外国人観光客の多言語による情報提供等、観光客保護体制を整備し、観光客の安全を確保する。

6-1-2 観光産業を再興する

観光は、京都における基幹産業の一つであり、快適なまちづくりや地域経済の活性化

にとって重要なものである。

このため、府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組や体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成しておく。

6-2 「京都文化」を守る

6-2-1 伝統・文化を守る

京都府には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、これらは貴重な国民的財産であるので、永く将来に伝えていかなければならないが、耐震対策が進んでいないところも多く、また、文化財周辺の市街化の進展による延焼被災の可能性も高まってきている。

このため、文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、重要工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財（有形・無形）のデータベース化を推進する。

また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。

第5章 戦略的地震防災対策の推進

1 実施主体

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等のそれぞれの主体は「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策の取組を推進する。

(1) 自助

個人を始め、それぞれの主体は、自らの身の安全は自ら守る「自助」の考え方に基づき、自分や家族の生命、生活を守る活動を行う。

(2) 互助

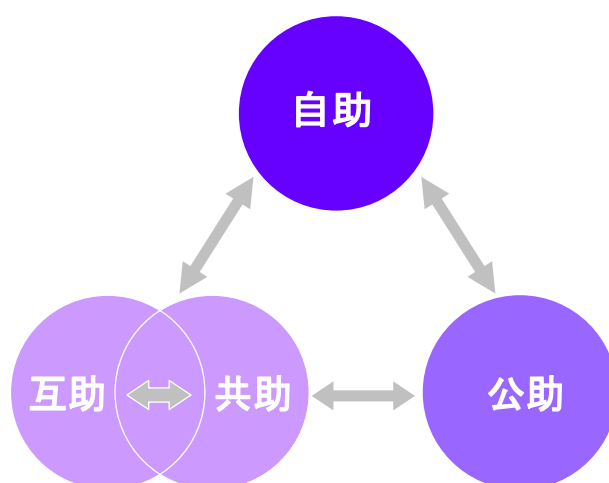
地域の人々は、受け継がれてきた地域のつながり、地域の住民組織（自治会・町内会、消防団、自主防災組織等）、地域における互助の仕組等を活用し、自らの地域において互いに助けあう「互助」の考え方に基づき、地域の人々の生命と生活を守る活動を行う。

(3) 共助

地域の人々、地域活動を担う災害ボランティア団体、NPO、企業、大学等は、被災した人々を社会貢献として助ける「共助」の考え方に基づき、地域の人々の生命と生活を守る活動を行う。

(4) 公助

国、京都府、市町村、防災関係機関は、その責務をしっかりと果たすとともに、自助・互助・共助を支援するという「公助」の考え方に基づき、府民の生命と生活を守る施策・対策を行う。



それぞれの主体に期待される役割

実施主体

平時

地震発生

災害時

府 民 ・ 地 域	企業・ボランティア・ NPO・大学	行 政
個人、家族、地域	企業、事業所、ボランティア、NPO、大学、各種団体 等	国、京都府、市町村、防災関係機関 等
○ 地域における大規模地震の危険性を正しく知る。 ○ 住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を実践し、大規模地震に備える。 ○ 平時から、地域の行事や活動、防災訓練等に積極的に参画し、府民のつながりを強め、災害時の地域力を高める。 ○ 情報把握し、自ら安全確保行動を取る。 ○ 災害時に、災害ボランティア活動、義援金品の送付等により、他地域の被災した人々を支援する。 ○ 災害時に、行政や他の地域団体と連携・協働して、情報収集伝達、初期消火活動、安否確認、救出・救助、救援・救護活動を行う。 ○ 災害時に、隣近所の人々と一緒に、災害時要配慮者を支援しながら、迅速に避難し、協働による避難所運営を行う。 ○ 災害時に、地域で被災した観光客、帰宅困難者、外国人等を支援する。 ○ 災害時に、被災した人々を支援するために行動する。	○ 防災対策の充実を図り、災害時における従業員や利用者等の安全を確保する。 ○ 大学等の専門的知識や技術等の活用により、地域防災力の向上に寄与する。 ○ 事業所の耐震化、設備・家具の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を実践し、大規模地震に備える。 ○ 従業員等のむやみな帰宅を抑制し、災害情報を把握・共有する。 ○ 地域の自主防災組織等と連携・協働して、平時の地域の防災活動や、災害時の救出・救助、救援・救護活動に協力する。 ○ 企業における防災計画や事業継続計画の策定、京都BCP行動指針等に基づく企業間及び行政と企業との連携により、被災後の事業活動の迅速な回復を図り、雇用の安定等、地域の復旧・復興に寄与する。 ○ 災害時に、地域で被災した観光客、帰宅困難者、外国人等を支援する。	○ 防災のための社会的基盤の整備を推進する。 ○ 地域における大規模地震の情報やその危険性を正しく知らせる。 ○ 自助、互助・共助の取組を促進する。 ○ 減災のため、災害応急・復旧・復興の活動体制を組織全体で整備する。 ○ 災害時にも途切れず継続させる必要がある業務について対策を検討しておく。 ○ 耐震化、設備等の固定、非常時の食料・飲料水備蓄等を進め、大規模地震に備える。 ○ 災害時に迅速・的確な初動体制を確立し速やかに応急・復旧対策を行う。 ○ 国や関西広域連合、その他の関係機関・関係事業者からの応援を受け入れる体制を速やかに確立する。 ○ 災害時には、迅速に業務活動の回復を図り、できるだけ早急に行政サービスを再開する。 ○ 災害時要配慮者等について、被災後の社会的セーフティーネットを提供する。

2 防災会議における推進の取組

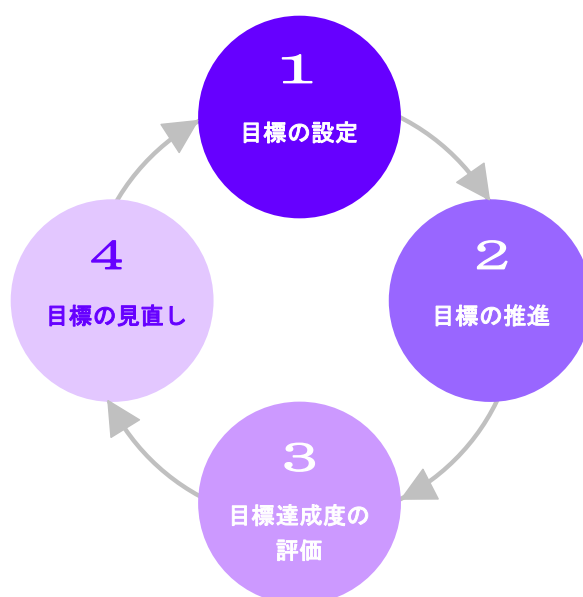
- (1) 京都府防災会議の専門部会として設置した「京都府戦略的地震防災対策推進部会」により、目標の達成状況を評価検証する。
- (2) 京都府は、全部局で構成する推進会議を設置し、全庁での推進体制を確保して取り組む。

3 推進プランの作成

政策目標、目標、施策項目を実現するために、重点的に取り組む事務事業の内容、数値目標、着手時期、達成時期、実施主体を定めた推進プランを作成し、それぞれの施策・対策を実行する。

4 進行管理

- (1) 指針及び推進プランの進捗状況については、推進部会の事務局である京都府が定期的に調査・確認し、その内容を推進部会で審議し、その結果を防災会議に報告する。
- (2) 指針の進捗状況については、重点的取組の進捗状況を基に、各政策目標の達成状況を評価することにより行うこととする。
- (3) 目標の設定・推進・達成度の評価・見直しの過程を繰り返すことにより、必要に応じて指針の見直しを行い、時代の要請に即した戦略的な指針の維持を図る。



<参考資料>

1 京都府を取り巻く地震災害のリスク

(1) 京都府地震被害想定調査結果

京都府では、平成9年度に公表した第一次地震被害想定調査結果に基づき、地震防災対策に取り組んできたが、その後に確立された新たな科学的知見、各種調査による地質・地盤情報等の蓄積を踏まえ、新たに平成17年度から平成18年度までの2箇年をかけて、第二次地震被害想定調査を実施した。

この調査では、学識経験者で構成する京都府地震被害想定調査委員会を設置し、対象地震として京都府内及び周辺の22の活断層地震及び東南海・南海地震（同時発生）の計23地震を選定の上、京都府域における震度予測及び被害想定を行った。

また、平成24年8月に内閣府が公表した南海トラフ地震の被害想定に関するデータに基づき、本府市町村別の被害想定を発表した。

さらに、平成26年に国の調査検討会が日本海における最大クラスの断層モデルを提示したことから、平成29年5月に「日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定」を公表した。

これらの結果、京都府で予想される地震災害について、次のような点が判明した。

<地震被害数量>

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	7	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層		6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯		7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100
西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	榎原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層		7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600
上林川断層		7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700
若狹湾内断層		5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯		7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200
郷村断層帯		7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300
上町断層帯		6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯		7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500
琵琶湖西岸断層帯		6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯		7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,200	40,700	88,800	6,100
埴生断層		7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500
養父断層		7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層		6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震		6弱	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
南海トラフ地震		6強	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
日本海中部地震	地震	1	0	50	20	—	170	0	160	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
F20	地震	3	0	150	60	—	380	0	360	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
F24	地震	3	30	170	60	—	490	10	510	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
F49	地震	5強	200	190	60	0	1,120	220	960	—
	津波		—	10	—	—		20	80	—
F52	地震	6弱	60	430	80	0	3,820	430	2,750	0
	津波		—	180	60	0		200	880	—
F53(若狹湾内断層)	地震	7	1,180	8,270	1,440	1,520	58,820	15,390	31,490	10,570
	津波		—	—	—	—		—	—	—
F54(郷村断層)	地震	7	5,410	18,020	6,490	6,910	115,320	65,410	36,270	18,530
	津波		—	—	—	—		—	—	—

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定(平成29年)

＜被害の特徴＞

- ア 京都府内及び周辺には、多くの活断層が存在し、これらを震源とする直下型地震では震源域を中心に、最大で震度6強ないし震度7の強い揺れが予測されること。
- イ 強い揺れが想定される地域では、地盤や地形によって、同時に液状化が発生するおそれがあること。
- ウ これらにより、震源域を中心とした地域では、多くの建物被害が発生し、多くの死傷者が生じるとともに、住居機能の喪失やライフラインの途絶等による膨大な避難者の発生が想定されること。
- エ 南海トラフ地震については、最大震度6強、死傷者約900人、全壊及び焼失建物約70,000棟の被害が想定され、従来京都府で想定していた東南海・南海地震の想定を大きく上回ること。

(2) 津波について

京都府では、平成28年3月に津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定した。この津波被害想定において、日本海沿岸市町別の最高津波水位等は以下のとおりである。

・各市町沿岸の最高津波水位

市町村	地点	最高津波水位 (T.P.)	陸域の標高	最高津波 到達時間
舞鶴市	田井地区(崖地)	8.8m	約11m	45分
宮津市	栗田地区(崖地)	3.5m	約15m	49分
与謝野町	浜町区野田地域(平地)	0.6m	約1m	257分
伊根町	本庄浜地区(崖地)	10.9m	約20m	32分
京丹後市	丹後町袖志地区(崖地)	8.5m	約17m	28分

各市町の最高津波水位となる地点では、陸域の標高が津波水位を上回っている。

・各市町の主要な地域における最高津波水位

市町村	地点	最高津波水位 (T.P.)	最高津波 到達時間
舞鶴市	浜	1.3m	52分
宮津市	宮津	2.0m	92分
与謝野町	野田川河口	0.6m	261分
伊根町	伊根	2.0m	71分
京丹後市	浅茂川	3.3m	31分

京都府沿岸から遠く離れたプレート境界で起こる地震をはじめ、日本海で起こる地震による津波では、気象や地形的な要素も加わり、予測できない波高が観測される場合も考えられる。

(3) 京都府として特に考慮すべき2種類の地震シナリオ

次の2種類の地震を視野に入れた対策を進める必要がある。

ア 直下型（例：花折断層地震）

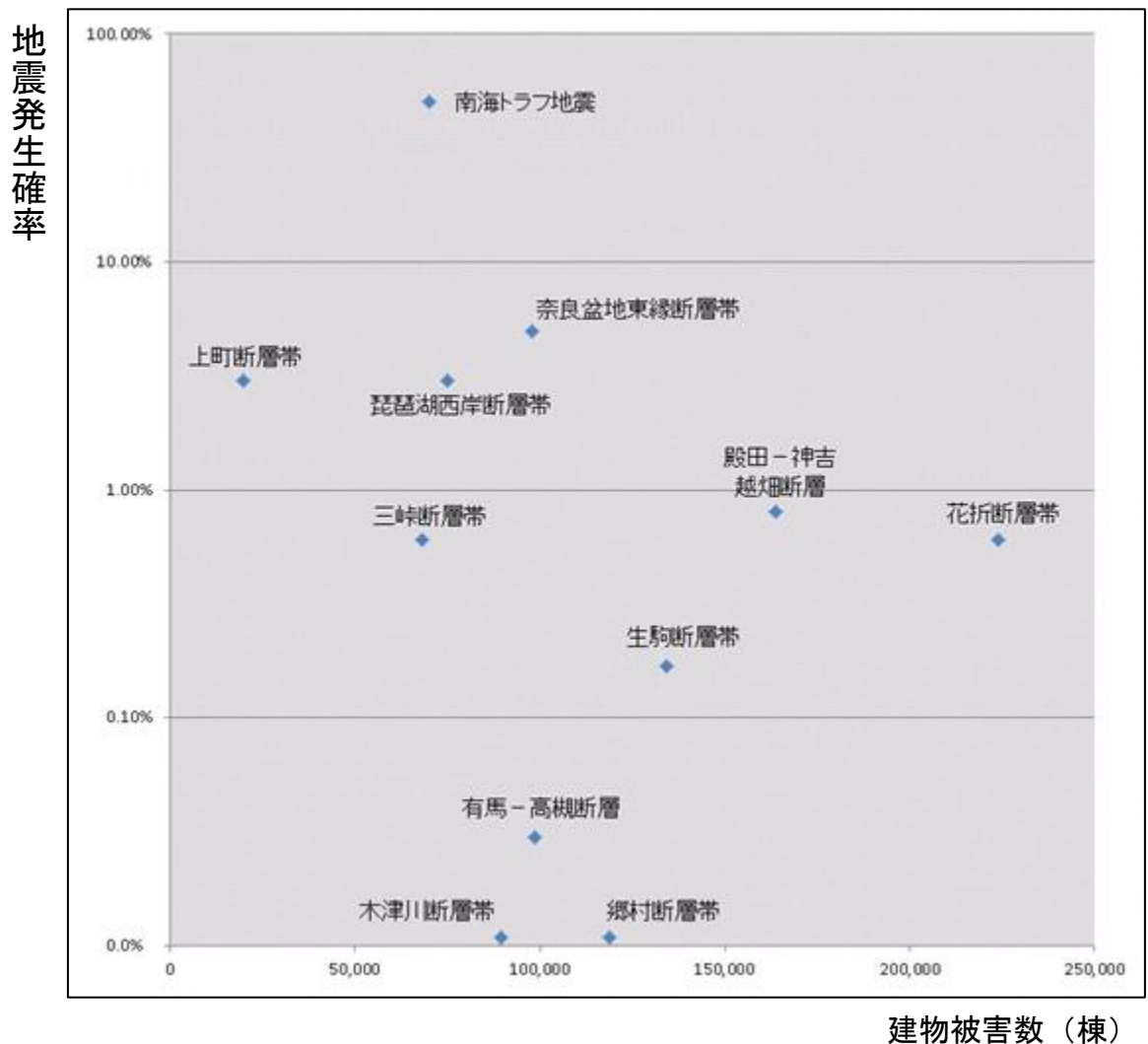
被害地域は限定的であるが、いつ発生するか分からず、発生時には甚大な被害が生じる。活断層毎に地震発生時の地域別、時間帯別の被害様相を想定することも今後の検討課題である。

イ 海溝型（南海トラフ地震）

今後30年以内に発生する確率が70%～80%と極めて高く、被害地域は他府県を含め広域に渡るが、京都府内の被害は直下型地震に比べ小さい。

次図は、京都府の想定する24地震のうち、国が地震発生確率を公表している11地震について、想定される建物被害数と地震発生確率の関係を表したものである。

<想定される建物被害数と今後30年間の地震発生確率>



建物被害数 : 【全壊】 + 【半壊・一部損壊】 / 2 + 【焼失】

京都府地震被害想定調査結果 (2008)

地震発生確率 : 地震調査研究推進本部の長期評価 (最大値)

2 減災効果の検証

基本理念に即して、減災目標を設定するに当たっては、人的被害の軽減、物的被害の軽減、社会・経済活動の継続のそれぞれの側面から検討することができる。

阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害の様相を比較すると、阪神・淡路大震災は「建物の倒壊」が直接的な死因となった犠牲者が最も多く、一方、東日本大震災では犠牲者の9割以上が津波による溺死で亡くなっている。

京都府では、最大の被害が想定される花折断層帯の地震や、最も発生確率が高い南海トラフ地震においても津波の被害は想定されていないことから、次のとおり、都市型で発生した直下型地震である阪神・淡路大震災を参考として減災効果を検証することとする。

なお、指針では、住宅耐震化率が100%となった場合の人的被害の減災効果を減災目標の数値目標とすることとした。

(1) 「人的被害」

阪神・淡路大震災では、「建物の倒壊」が直接的な死因となった犠牲者の比率は8割を超えており、建物倒壊の回避が人的被害の軽減に大きく貢献することが明らかである。

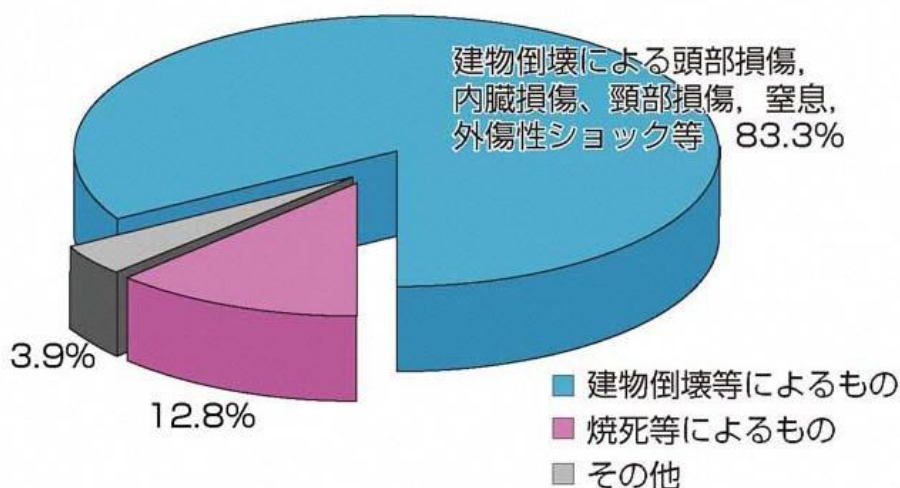


図 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因

出典：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医，平成7年）

京都府第二次地震被害想定調査結果においても、人的被害の発生原因は建物被害によるものが大部分を占めており、建物の耐震性の向上による減災効果は大きい。

京都府内及び周辺の22の活断層による地震のうち被害が最大となる「花折断層地震」及び京都府域に係る地震で最も発生確率が高い「南海トラフ地震」についての減災効果を試算した結果（住宅耐震化率90%、95%、100%）を次に示す。

<住宅耐震化率 100%の場合の減災効果>

【花折断層地震】

	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	
死者数	6,900 人	3,110 人	1,720 人	5,180 人減	75.1%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による初期消火能力の向上				4,990 人減 190 人減	

【南海トラフ地震】

	前指針策定時	現状※	対策後	前指針策定時からの減災効果	
死者数	860 人	410 人	170 人	690 人減	80.2%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による初期消火能力の向上				580 人減 110 人減	

※現状の被害は平成 30 年時点の耐震化率 85% (京都府総合計画の暫定値) より推計

<住宅耐震化率 95%の場合の減災効果>

※京都府建築物耐震改修促進計画において、令和 7 年度までの住宅の耐震化率の目標を 95%としている。

【花折断層地震】

	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	
死者数	6,900 人	3,110 人	2,160 人	4,740 人減	68.7%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による初期消火能力の向上				4,570 人減 170 人減	

【南海トラフ地震】

	前指針策定時	現状※	対策後	前指針策定時からの減災効果	
死者数	860 人	410 人	250 人	610 人減	70.9%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による初期消火能力の向上				500 人減 110 人減	

※現状の被害は平成 30 年時点の耐震化率 85% (京都府総合計画の暫定値) より推計

<住宅耐震化率 90%の場合の減災効果>

【花折断層地震】

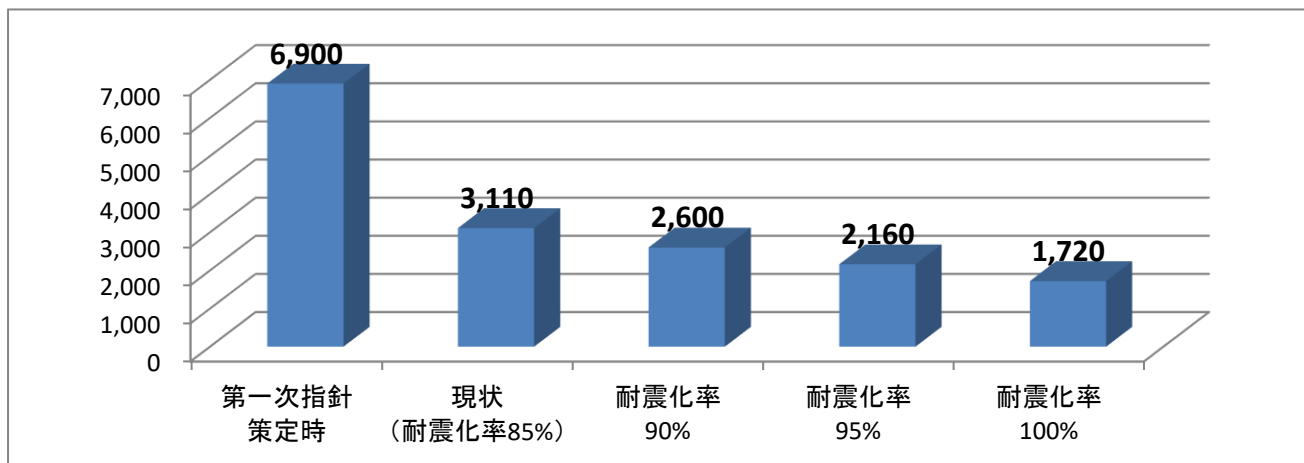
	第一次指針 策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの 減災効果	
死者数	6,900 人	3,110 人	2,600 人	4,300 人減	62.3%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による 初期消火能力の向上				4,190 人減	110 人減

【南海トラフ地震】

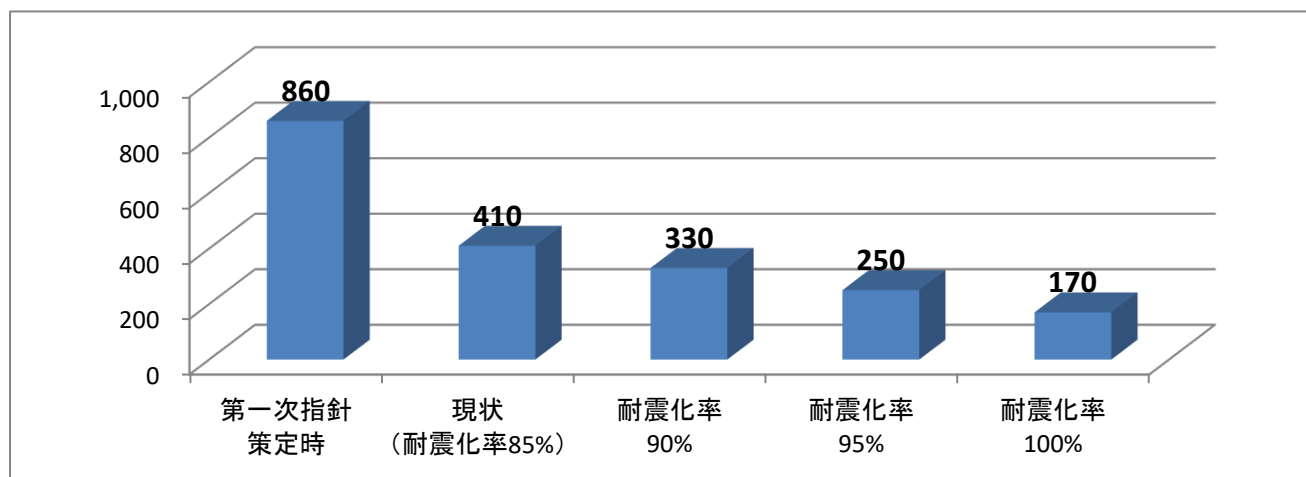
	前指針 策定時	現状※	対策後	前指針策定時からの 減災効果	
死者数	860 人	410 人	330 人	530 人減	61.6%減
・住宅の耐震化、家具の固定、急傾斜地の危険箇所の解消 ・住宅の耐震化に伴う出火の減少、地域防災力の強化による 初期消火能力の向上				420 人減	110 人減

※現状の被害は平成 30 年時点の耐震化率 85% (京都府総合計画の暫定値) より推計

■花折断層地震における被害<死者数> (単位：人)



■南海トラフ地震における被害<死者数> (単位：人)



(2) 「経済被害」

阪神・淡路大震災では、物的被害の過半数は個人の住宅への被害であった。公的資金の直接投入が可能な公共施設、社会・生活基盤の被害は全体の4割にも達していない。

こうした結果からも、個人の住宅の耐震性の向上は、経済被害に対する減災効果も大きい。(1)同様、京都府内及び周辺の22の活断層による地震のうち被害が最大となる「花折断層地震」及び「東南海・南海地震」についての減災効果を試算した結果(住宅耐震化率90%、95%、100%)を次に示す。

なお、内閣府において南海トラフ地震の経済被害は想定されているが、京都府域の詳細な減災効果等については計算されていないため、ここでは、海溝型地震として府で想定を行った東南海・南海地震の減災効果を示す。

<住宅耐震化率 100%の場合の減災効果>

【花折断層地震】

	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	
建物資産被害	2,857,100 百万円	2,303,900 百万円	1,959,200 百万円	897,900 百万円減	31.4 %減
家財資産喪失	1,374,100 百万円	737,800 百万円	549,100 百万円	825,000 百万円減	60.0 %減

【東南海・南海地震】

	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	
建物資産被害	505,600 百万円	199,600 百万円	130,600 百万円	375,000 百万円減	74.2 %減
家財資産喪失	96,600 百万円	36,650 百万円	24,800 百万円	71,800 百万円減	74.3 %減

<住宅耐震化率 95%の場合の減災効果>

【花折断層地震】

	第一次指針策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの減災効果	

建物資産被害	2,857,100 百万円	2,303,900 百万円	2,074,100 百万円	783,000 百万円減	27.4 %減
家財資産喪失	1,374,100 百万円	737,800 百万円	612,000 百万円	762,100 百万円減	55.4 %減

【東南海・南海地震】

	第一次指針 策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの 減災効果	
建物資産被害	505,600 百万円	199,600 百万円	153,600 百万円	352,000 百万円減	69.6 %減
家財資産喪失	96,600 百万円	36,650 百万円	28,750 百万円	67,850 百万円減	70.2 %減

＜住宅耐震化率 90%の場合の減災効果＞

【花折断層地震】

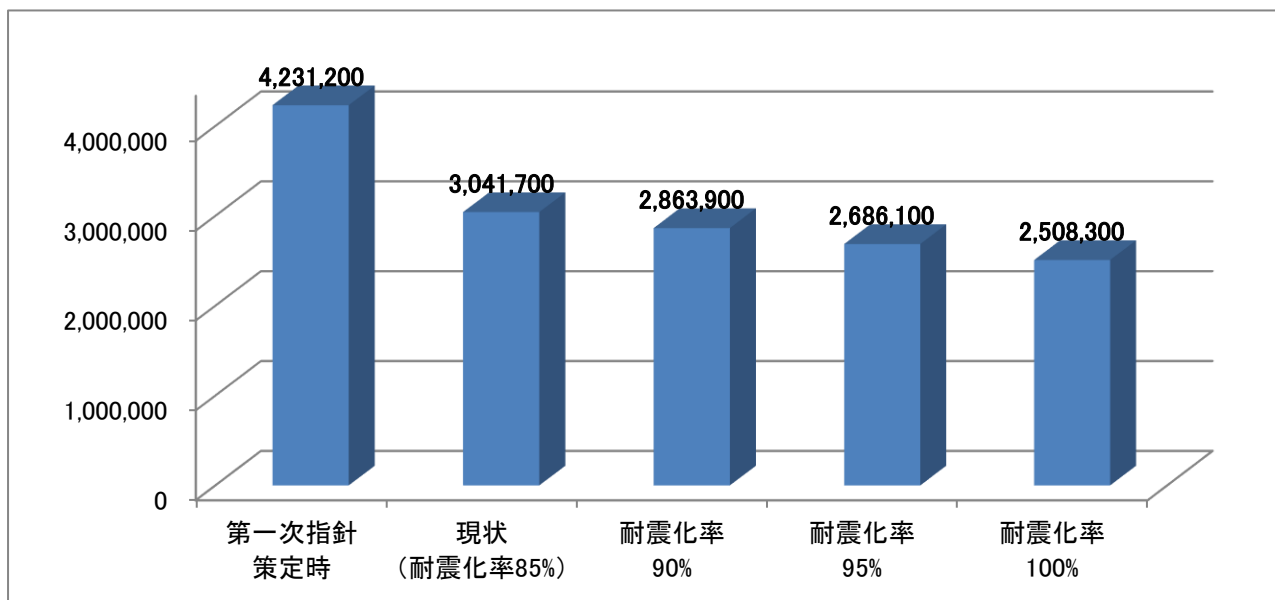
	第一次指針 策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの 減災効果	
建物資産被害	2,857,100 百万円	2,303,900 百万円	2,189,000 百万円	668,100 百万円減	23.4 %減
家財資産喪失	1,374,100 百万円	737,800 百万円	674,900 百万円	699,200 百万円減	50.9 %減

【東南海・南海地震】

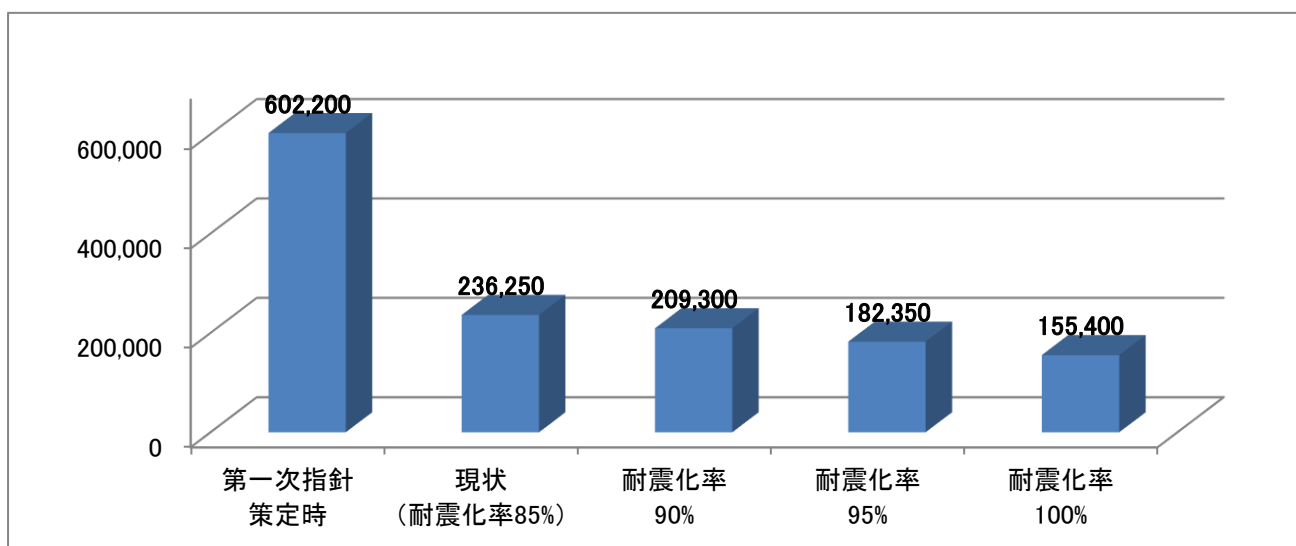
	第一次指針 策定時	現状※	対策後	第一次指針策定時からの 減災効果	
建物資産被害	505,600 百万円	199,600 百万円	176,600 百万円	329,000 百万円減	65.1 %減
家財資産喪失	96,600 百万円	36,650 百万円	32,700 百万円	63,900 百万円減	66.1 %減

※現状の被害は平成 30 年時点の耐震化率 85% (京都府総合計画の暫定値) より推計

■花折断層地震における被害＜建物資産被害＋家財資産喪失＞（単位：百万円）



■ 東南海・南海地震における被害＜建物資産被害＋家財資産喪失＞（単位：百万円）



前述の試算は、過去の地震による全壊・半壊の数から推計しているものである。

「建物資産被害」や「家財資産喪失」は、住宅の耐震化を進めるだけでは効果はなかなか上がらない。

これは、建物の全壊を免れたとしても、半壊・一部損壊が相対的に増えるためである。

ただし、「家財資産喪失」等は、正しい家具の固定で緩和されることが判っており、上記以上の効果を上げるため、そうした対策を促進する。

(3) 「社会・経済活動の維持」

京都府では「経済被害」を「物的被害の軽減」と「社会・経済活動の維持」の2側面に分け、事業継続の取組により、社会・経済活動の低下を抑制することとする。

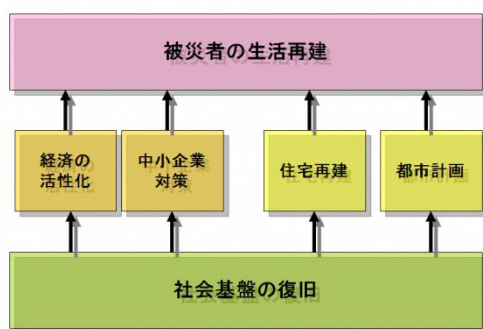
なお、地震後の復興に当たって、被災地の物理的な再建、地域経済の再建、被災者の生活再建が必要となる。

〈参考〉

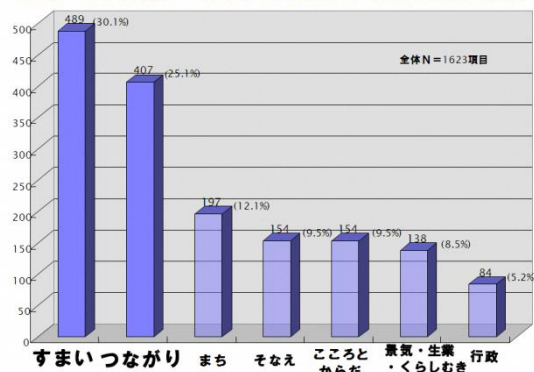
阪神・淡路大震災の復興調査の結果によれば、生活再建を最終目標とすると、

- ①「すまい」の確保、②「人と人のつながり」の確保、③都市計画の推進、
 - ④防災対策の充実、⑤心身のストレスケア、⑥雇用の確保、⑦行政との良好な関係、
- の復興の7要素が重要であることが明らかになっている。

阪神淡路大震災の復興計画の基本構造



神戸市民が考える復興の構成要素

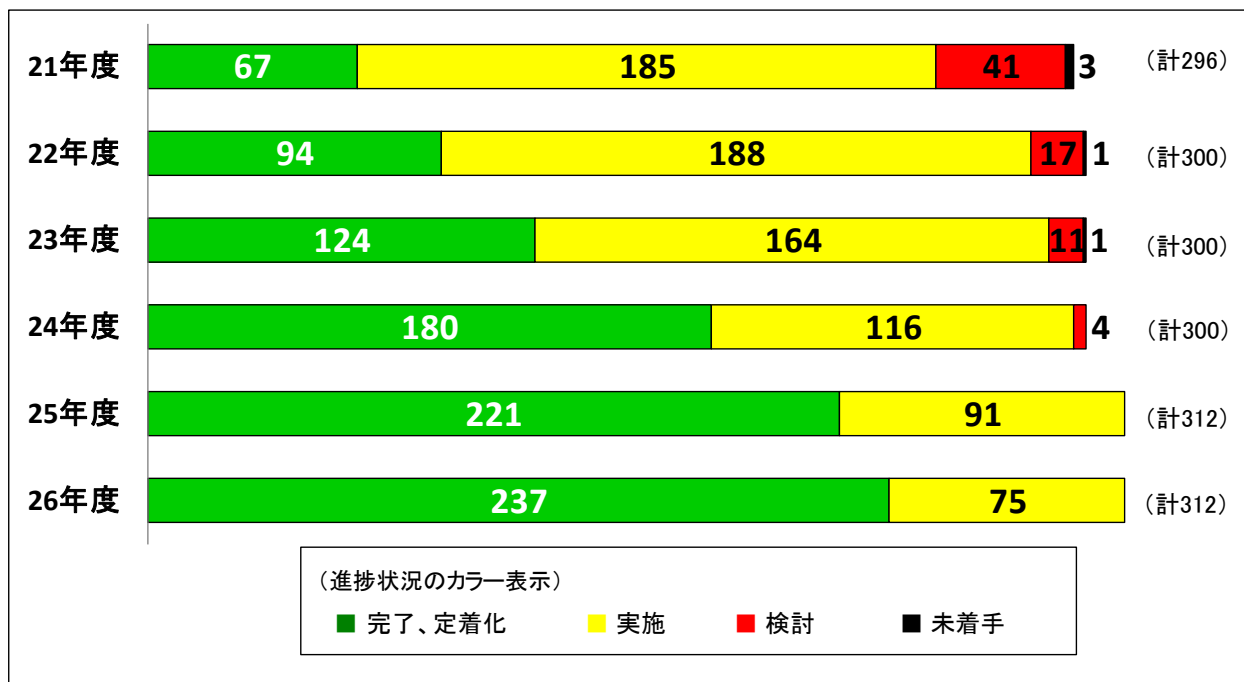


3 京都府戦略的地震防災対策推進プランの進捗状況

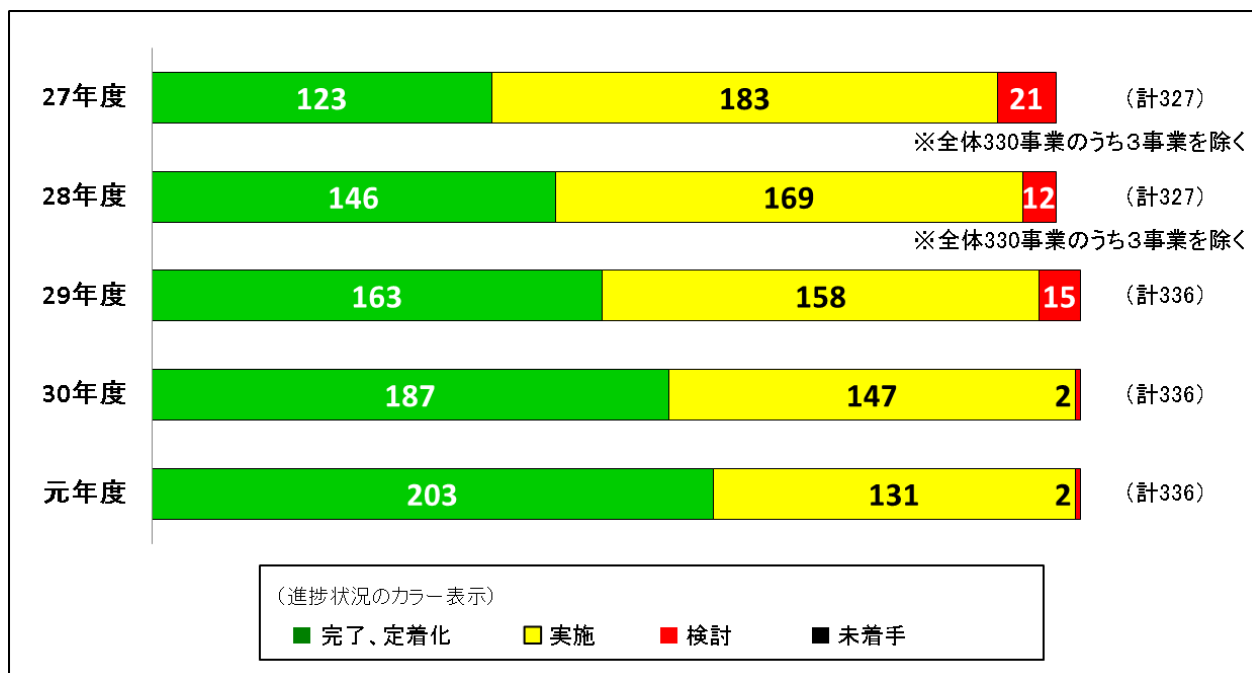
京都府では地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明示し、戦略的に地震防災対策を推進することを目的にした「京都府戦略的地震防災対策指針」の実施計画である「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を作成し、同プランに基づき地震防災に関する施策を推進している。

これまでの進捗状況は以下のとおりである。

＜第一次推進プランの進捗状況＞平成22年度～平成26年度



<第二次推進プランの進捗状況>平成27年度～令和元年度



4 前指針策定以降に発生した主な地震について

1 熊本地震

発生日時 (前震) 平成 28 年 4 月 14 日(木)午後 9 時 26 分

(本震) 平成 28 年 4 月 16 日(土)午前 1 時 25 分

震源地 熊本県熊本地方

最大震度 (前震) 震度 7 (益城町)

(本震) 震度 7 (益城町、西原村)

主な課題(事前・応急対応策)

- ①初動対応(救助活動、医療救護等)、②被災者の生活の支援、③被災者の「すまい」の確保、
- ④県内市町村、全国自治体等と連携した取組み、⑤自助、共助による対応、
- ⑥施設、業務継続・再開対策、⑦災害対応を行うための庁内体制

主な復旧・復興対策

- ①「すまい」の再建、②災害廃棄物の処理、③阿蘇へのアクセスルート(道路、鉄道)の回復、
- ④熊本城の復旧、⑤益城町の復興まちづくり、⑥被災企業の事業再建、⑦被災農家の営農再開、
- ⑧大空港構想 NextStage の実行、⑨八代港のクルーズ拠点整備、⑩国際スポーツ大会の成功

2 大阪府北部地震

発生日時 平成 30 年 6 月 18 日(月)午前 7 時 58 分

震源地 大阪府北部

最大震度 震度 6 弱(大阪府北部)

主な課題

- ①職員の危機管理スキルの向上、②被害情報収集の強化、③救助機関等の体制と対応、
- ④帰宅困難者対策、⑤外国人旅行者への情報提供、⑥住宅・建築物の耐震化等、
- ⑦ブロック塀等の耐震化、⑧非構造部材の耐震化、⑨迅速な被災者住宅支援

3 北海道胆振東部地震

発生日時 平成 30 年 9 月 6 日(木)午前 3 時 7 分

震源地 北海道胆振地方中東部

最大震度 震度 7 (厚真町)

主な課題(事前・応急対応策)

- ①情報収集・通信、②避難行動、③避難所運営・支援、④物資及び資機材の供給備蓄・支援、
- ⑤災害対策本部の体制と活動、⑥救助救出・災害派遣要請、⑦医療活動、⑧広報・情報提供、
- ⑨ライフライン、⑩交通、⑪孤立地区、⑫ボランティア、⑬被災市町村の行政機能、
- ⑭積雪寒冷期等、⑮防災教育

主な復旧・復興対策

被災地域の復旧・復興に向けた取組(①住まい・くらしの速やかな再建、②ライフラインやインフラの本格的な復旧、③地域産業の持続的な振興)、大規模停電等に伴う影響への対応(①食と観光の早急な需要回復、②大規模停電等による産業被害への対応)